

2023年（令和5年）10月20日

岸和田市長

永野耕平 殿

大阪弁護士会

会長 三木秀夫

勧告書

申立人A氏（以下「申立人」という。）より、当会に対し、人権侵害の事実があったとして、適切な救済措置を求める旨の申立がありました。

当会において慎重に審査しました結果、人権侵害があると認めましたので、以下のとおり勧告します。

第1 勧告の趣旨

貴殿が、「永野耕平 岸和田市長」のアカウント名で、2019年（令和元年）12月18日から同年同月21日にかけて、岸和田学童保育連絡会の署名活動に関し、SNS（ツイッター）において行った別紙①ないし⑤記載の5件の投稿（ツイート）のうち、同②記載の投稿を削除されるよう勧告する。

第2 勧告の理由

1 認定した事実等

- (1) 申立人は、岸和田市教職員組合に勤務する事務職員（非公務員）であるが、岸和田市の学童保育に通う子どもの保護者らでつくる団体「岸和田学童保育連絡会」（以下「岸和田学保連」という。）の2019年度会長として、学童保育の拡充等を目指し、学習会や自治体への要望活動、署名活動等に取り組んでいた。

申立人らが行っていた署名活動は、各校区の学童保育単位で存在する保護者会に呼びかけるものであり、具体的な方法は各保護者会の判断に委ねていたが、主な方法としては、各校児童の下駄箱に署名用紙を投函し、学校長の許可の上で設置した回収箱を用いて回収する、というものであり、岸和田市の子育て支援課とも事前協議の上で行っていたものである。

- (2) 貴殿は、「永野耕平 岸和田市長」のアカウント名でSNS（ツイッター）を利用していたところ、2019年（令和元年）12月18日から同年同月21日にかけて、同アカウントにおいて、申立人らの署名活動（学童保育の増設や

開設時間の延長、支援員の労働環境改善を求めるもの) に関して、別紙1①から⑤記載の5回の投稿を行った(以下、当該投稿をまとめて「本件投稿」といい、本件投稿に記載された事実を「本件事実」という。)

本件投稿②には申立人の氏名とともに、申立人の勤務先や、申立人が特定の政党に所属する議員の親族であるといったことが記載されている。

- (3) 本件投稿がなされた後、岸和田市教育委員会から各校園長に対し、「服務規律(政治的行為の制限)の徹底について」と題する通知が発出された。同通知は、「学校園内において、制限されている政治的行為が行われないように管理すること」を徹底されたいとしている。
- (4) 岸和田学保連は、本件投稿がなされた後、その当時集めていた署名を国会、大阪府議会、岸和田市に提出した。また、岸和田学保連による署名活動は、その後も毎年行われている。
- (5) 本件投稿は現在も削除されておらず、少なくとも一部はインターネット検索により閲覧可能な状況である。

2 当会の判断

(1) プライバシー権の侵害であること

ア 本件投稿②には申立人の氏名とともに、申立人の勤務先や、申立人が特定の政党に所属する議員の親族であるといった個人情報が記載されている。また、本件投稿全体の内容から、本件投稿②における上記個人情報の記載は、本件投稿の読者に対し、申立人自身が当該特定の政党の関係者であると思わせる書きぶりになっている。

一般に、勤務先や家族関係についての情報は、社会生活上、一定の範囲の人々には知られている情報ではあるが、そのような情報であっても、自己が欲しない他者にはみだりに開示されたくないと考えerことは合理的である。とりわけ、全世界の誰もが閲覧可能なインターネット上においては、通常、自らの個人情報がみだりに公表されることは希望しないのであり、インターネット上においてこうした自らの個人情報を他者によってみだりに公表されない利益は法的保護の対象となる。

したがって、本件投稿によってインターネットで検索が可能なSNS上でこれらの個人情報を公開する行為は、申立人のプライバシー権、すなわちプライバシーに属する事実をみだりに公表されない利益を侵害する行為となる。

イ 個人のプライバシーに属する事実をみだりに公表されない利益は、法的保護の対象となり、このような人格的価値を侵害された者は、人格権に基づき、加害者に対し、現に行われている侵害行為を排除し、又は将来生ずべき侵害を予防するため、侵害行為の差止めを求めることができるものと解されている。

この点、ツイッター運営会社に対する投稿記事の削除請求を認容した最高裁令和4年6月24日判決（民集76巻5号1170頁）の判示内容は、本件にも妥当する。すなわち、本件投稿が申立人の人権を侵害するものとして削除されるべきか否かは、本件事実の性質及び内容、本件投稿によって本件事実が伝達される範囲と申立人が被る具体的被害の程度、申立人の社会的地位や影響力、本件投稿の目的や意義、本件投稿がされた時の社会的状況とその後の変化など、申立人の本件事実を公表されない法的利益と本件投稿を一般の閲覧に供し続ける理由に関する諸事情を比較衡量して判断すべきもので、その結果、申立人の本件事実を公表されない法的利益が本件投稿を一般の閲覧に供し続ける理由に優越する場合には、本件投稿の削除を求めることができるものと解するべきである。

ウ これを本件についてみると、本件投稿の目的や意義は、公立の学校施設において署名活動が行われていることや、岸和田学保連による署名活動が特定の政党による政治活動として行われているのではないかということについて、問題提起をしようとしたことにあるようである。

しかし、仮にそのような問題提起を行う必要性があったとしても、そのために、申立人個人の氏名を明記してSNS上に記載することが必要であったとは認められない。

貴殿が岸和田市長という立場にあり、貴殿の前記アカウントのフォロワー数が5000名を超えることや、本件投稿は、インターネット上で検索することにより、岸和田学保連の活動とは関係のない人も含めて誰もが閲覧できる状態になっていることに鑑みれば、本件投稿によって本件事実が伝達される範囲は大きく、申立人が被るプライバシー権侵害の程度も大きいといえる。

また、署名活動による請願を受ける立場にある市長が、その署名活動を問題にする中で、署名活動の代表者の個人情報を、必要性がないにもかかわらずインターネット上で誰もが閲覧できる状態にし、そのプライバシーを侵害することは、請願権の行使として署名活動を行うこと自体に萎縮効果を与えかねない。

エ 以上の諸事情に鑑みれば、少なくとも申立人個人の氏名が明記されている本件投稿②については、全世界の誰もが閲覧可能なインターネット上に掲載する意義や必要性が認められないため、本件投稿②は削除されるべきである。

(2) 結論

以上の理由から、勧告の趣旨記載のとおり勧告する。

以上

(別紙)

① 2019年12月18日の投稿

学童保育においても、共産党の議員の親戚が代表を務める団体の署名活動を手伝わされたとの情報あり。
学童保育の保護者会の役員に署名活動をさせる形です。
これについても情報ください！

② 2019年12月19日の投稿

学童保育については、「保護者会の役員に選ばれたら自動的に様々な署名活動を担わされた。
他市の署名活動も含まれていた。岸和田の共産党のB議員の娘である、A氏（教職員組合勤務）が岸和田学童保育連絡会の会長として署名活動を展開している。」との情報あり。

③ 2019年12月21日の投稿（1）

密告はダメだとのこと。
不正について情報提供することも「密告」と言って非難する。
めちゃくちゃ恐ろしい圧力。
今回の公立学校内での署名活動は政治活動でありルール違反。学童保育での署名活動も。
いずれも共産党関係者によるもの。

④ 2019年12月21日の投稿（2）

教員という立場で政治活動を行う
学校内で署名活動を行う
学童保育で保護者会を組織し金を集め政治活動の手伝いをさせる
共産党関係の人達がやっています。
そんな不正を正すためSNSで情報提供を求めると、「密告を推奨するのか！」と。
共産党は手段を選ばないのか。
絶対に許さない。

⑤ 2019年12月21日の投稿（3）

学童保育保護者会では、地域によって異なるが、
保護者会に入るのが当然。
一年目は役員になる慣例があったりする。
様々な署名活動をするよう「連絡」がくる。

共産党関係の人による「共産党と同様の主張」の署名活動を「自由意志」で行うよう促される。

知らぬ間に共産党系の政治活動を、(マ),

以上